防災関連事業・補助金のご紹介

役場消防防災課☎ 0884-77-3619

①住まいの耐震化事業について

1）耐震診断（耐震診断支援事業）

大規模な地震に対して、ご自宅がどの程度の安全性があるかを判断します。※要件は1～3全て満たすこと。

要件：1）木造住宅（倉庫・店舗等は対象外）
　　2）平成12年5月31日以前に建てた住宅
　　3）3階建て以下
費用：4,000円
内容：耐震診断員が現地調査を行う。

2）補強計画

改修工事の参考となる補強計画を提示します。

要件：耐震診断で評点 1.0 未満と判定された住宅
　　※耐震シェルター設置支援事業を予定している方はお申込できません。
費用：7,000 円

3）耐震改修（耐震改修支援事業）

県登録の施工者等が施工する耐震改修工事に対して補助します。

要件　　：耐震診断で評点1.0未満と判定された住宅
必須条件：耐震改修後の評点を1.0以上とする工事であること
　　高さ1.5m以上の家具を固定すること　ほか
補助金額：補助率4/5（上限200万円）※令和8年度までの時限措置
　　※感震ブレーカー（分電盤タイプ）を設置する場合は、100,000円を補助

4）耐震シェルター（耐震シェルター設置支援事業）

住宅が倒壊しても命を守りたい方へ

要件　　：耐震診断で、評点1.0未満と判定された住宅
　　現在居住している住宅
必須条件：耐震シェルター又は耐震ベッドの設置をすること
　　高さ1.5m以上の家具を固定すること　ほか
補助金額：補助率4/5（上限80万円　※耐震ベッドの場合は40万円）
　　※感震ブレーカー（分電盤タイプ）を設置する場合は、100,000円を補助

5）スマート化（住まいのスマート化支援事業）

耐震改修、耐震シェルターに併せてできる住まいのスマート化支援事業

必須条件　　：ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事
対象にできる工事：省エネルギー化工事、バリアフリー化工事　等
補助金額　　：補助率2/3（上限30万円）

6）簡易耐震補強（簡易耐震補強事業）

命だけは守る簡易な耐震補強工事をする方へ

要件　　：耐震診断で、評点1.0未満と判定された住宅
　　現在居住している住宅の所有者
必須条件：下記の1）を含む2つ以上の工事を町内建築事業者により施工すること
　　1）高さ1.5m以上の家具の固定（必須）
　　2）住宅の部分的（寝室や居間、台所等）な補強工事
　　3）1階部分に耐力壁を釣り合いよく設置する工事
　　4）腐朽又は破損した構造部材の取り替え又は補強工事
　　5）耐震補強金物による接合部の補強工事
補助金額：補助率1/2（上限50万円）※国及び県の補助金との併用は不可

1）～6）の共通事項

※申込期限：令和8年11月30日（月）
※予算の範囲内での補助となりますので、お待ちいただく場合や、令和8年度内に申込みできない場合、また、補助金額の変更の可能性があります。
※各事業の詳細については、消防防災課までお問合せください。

②減災化対策について

地震時における住宅内の安全性の向上や避難経路の確保など、減災化への取り組みを支援します。

1）相談員派遣事業

内容　　：各世帯に応じた住宅の家具の固定や配置の工夫等、地震時における屋内の安全性の向上や避難経路の確保に資する対策を提案する相談員を派遣します。
自己負担：無料

2）減災化対策支援事業

内容　　：家具の固定や配置の工夫、窓ガラスの飛散防止等の減災化対策を行う作業員を派遣します。
補助金額：減災化対策に要する経費の5分の4以内（上限20,000円）
　　※感震ブレーカー（分電盤タイプ）を設置する場合は、工事に要する経費（上限10万円）

補助対象経費
1）寝室・居間等の長時間滞在する部屋における家具家電類の固定、吊り下げ式照明器具の固定、窓ガラスの飛散防止等の対策
2）廊下等の避難経路にある家具家電類の固定、吊り下げ式照明器具の固定、窓ガラスの飛散防止等の対策
3）就寝部分及び出入り口付近の転倒の恐れがある家具の移動
4）感震ブレーカー（分電盤タイプに限る）を設置

●相談員派遣事業及び減災化対策支援事業の要件

町内に存する住宅で、次のいずれかに該当する世帯が居住していること
1）高齢単身世帯や高齢夫婦世帯
2）要介護・要支援のいずれかの認定を受けている世帯
3）障がい者の方がいる世帯（障がい者手帳所有者）
4）その他町長が認める世帯

③美波町瓦屋根強風対策支援事業について

強風等による住宅の屋根被害の軽減及び安全性の確保・向上を図るため、瓦屋根の診断及び改修工事の経費の一部について補助金を交付します。

対象者　　：町内の瓦屋根の住宅の所有者又は管理者
対象となる住宅：瓦屋根（粘土瓦、プレスセメント瓦）
　　過去に耐震改修、耐風改修等に係る県又は町の補助金の交付を受けていないもの
申込期限　　：令和8年11月30日（月）まで

1）耐風診断

内容　　：かわらぶき技能士（1級又は2級）、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士等が、瓦屋根が建築基準法の告示基準（令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号）に適合しているかどうかについて診断する費用の一部を補助します。
補助金額：診断費用の3分の2以内（上限21,000円）

2）耐風改修工事

内容　　：耐風診断の結果、建築基準法の告示基準に適合していない瓦屋根を適合する屋根（又は同等の耐風性能を有する屋根）にふき替えする費用の一部を補助します。
　　※適合しない部分全てについて工事が必要（ただし、構造上分離している場合は、別棟と考える）。
補助金額：耐風改修工事に要する経費の23%以内（上限552,000円/棟）
　　※耐風改修工事に要する経費の限度額は、屋根面積（㎡）に24,000円/㎡を乗じた額、又は240万円のいずれか低い額